①　ウイルス分離検査、ＰＣＲ検査、蛍光抗体法又は血清抗体検査のいずれかが終了していない場合（②の場合を除く。）にあっては、これらの検査のうち既に終了している検査の結果並びに臨床検査及び血液検査の結果について判定を先行して行い、可能な限り速やかに２の判定に移行する。

②　抗原検査及び血清抗体検査のいずれもが終了していない場合であって、第８の移動制限区域内でアフリカ豚コレラの発生が続発しており、疫学情報が十分に収集されているとともに、病変部位の写真をはじめとする現場の状況からアフリカ豚コレラの臨床症状を明確に確認できる場合には、抗原検査及び血清抗体検査を除く検査の結果についての判定を行い、直ちに２の判定に移行する。

2　患畜及び疑似患畜

１の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。

⑴　患畜

①　ウイルス分離検査により、アフリカ豚コレラウイルスが分離された豚等

②　アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、ＰＣＲ検査によりアフリカ豚コレラウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

③　アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、蛍光抗体法による抗原検査によりアフリカ豚コレラウイルスの抗原が検出された豚等

④　アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、血清抗体検査によりアフリカ豚コレラに対する抗体が検出された豚等

⑵　疑似患畜

①　患畜が確認された農場で飼養されている豚等

②　第８の移動制限区域内で発生が続発している場合において、アフリカ豚コレラの臨床症状が明確である豚等及び当該豚等が確認された農場で飼養されている豚等

③　患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等

④　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って７日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

⑤　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って７日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等

⑥　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って15日目の日から現在までの間に患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

第５　病性等判定時の措置

豚コレラ防疫指針第６を準用。

第６　発生農場における防疫措置

１　と殺（法第16条）

豚コレラ防疫指針第７の１を準用。

２　死体の処理（法第21条）

豚コレラ防疫指針第７の２を準用。

３　汚染物品の処理（法第23条）

⑴　発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却による処理、化製処理を行った上での埋却若しくは焼却による処理又は消毒を行う。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、豚コレラ防疫指針第７の２の⑴の場所に行う。

①　精液、受精卵等の生産物（ただし、精液にあっては、病性等判定日から遡って15日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

②　排せつ物

③　敷料

④　飼料

⑤　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

⑵　やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

①　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

②　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

③　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

④　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑤　移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑥　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑦　移動経過を記録する。

⑶　焼却（化製処理を行った上で行うものは除く。）又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

①　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

②　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③　焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

４　畜舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、１週間間隔で３回以上実施する。

消毒は、第13に掲げる消毒液を用いて行う。

５　豚等の評価

豚コレラ防疫指針第７の５を準用。

第７　通行の制限又は遮断（法第15条）

豚コレラ防疫指針第８を準用。

第８　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

１　制限区域の設定

豚コレラ防疫指針第９の１を準用する。

２　制限区域の変更

豚コレラ防疫指針第９の２を準用する。

３　制限区域の解除

移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

⑴　移動制限区域

①　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（１回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後11日が経過した後に実施する第11の２の⑵の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

②　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後22日が経過していること。

⑵　搬出制限区域

⑴の①で行う第11の２の⑵の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

４　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

⑴　生きた豚等

⑵　移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って15日目の日より前に採材され、区分管理されていたものを除く。）

⑶　豚等の死体

⑷　敷料、飼料、排せつ物等

⑸　家畜飼養器具